別表第八の一の項の中欄中「（廃棄物燃料を除く。）の使用」を「の使用、コークスの製造」に改め、同項の下欄のイ中「廃棄物燃料（廃棄物を原材料とする燃料をいう。以下同じ。）以外の燃料で」を削り、「ものごとに、」を「燃料ごとに、」に改め、同欄中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　算定排出量算定期間において製造されたコークスの量（トンで表した量をいう。）に、当該コークスの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

別表第八の二の項の中欄中「の生産」の下に「、木炭の製造」を加え、「精製又は都市ガスの製造」を「輸送若しくは精製、天然ガスの輸送、都市ガスの製造若しくは供給又は地熱発電施設における蒸気の生産」に改め、同項の下欄の ホ を削り、同欄の ニ の(2)中「標準状態」を「標準環境状態」に改め、同欄中ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　算定排出量算定期間において製造された木炭の量（トンで表した量をいう。）に、当該木炭の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

別表第八の二の項の下欄のへを次のように改める。

へ　次に掲げる量を合算して得られる量

(1)　環境省令・経済産業省令で定める原油ごとに、算定排出量算定期間において輸送された当該原油の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の区分に応じ当該原油の一キロリットル当たりの輸送に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原油ごとに算定した量を合算して得られる量

(2)　環境省令・経済産業省令で定める原油ごとに、算定排出量算定期間において精製された当該原油の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の区分に応じ当該原油の一キロリットル当たりの精製に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原油ごとに算定した量を合算して得られる量

別表第八の二の項の下欄に次のように加える。

ト　算定排出量算定期間において輸送された天然ガスの量（標準環境状態に換算した立方メートルで表した量をいう。）に、当該天然ガスの一立方メートル当たりの輸送に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

チ　次に掲げる量を合算して得られる量

(1)　環境省令・経済産業省令で定める原料ごとに、算定排出量算定期間において都市ガスの原料として使用された当該原料の量（当該原料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該原料の区分に応じ当該原料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原料ごとに算定した量を合算して得られる量

(2)　算定排出量算定期間において供給された都市ガスの量（標準環境状態に換算した千立方メートルで表した量をいう。）に、当該都市ガスの千立方メートル当たりの供給に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

リ　算定排出量算定期間における地熱発電施設において生産された蒸気の量（トンで表した量をいう。）に、当該蒸気の一トン当たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

	ロ　算定排出量算定期間において焼却された溶剤（揮発性有機化合物（メタンを除く。）を含むものに限る。）の量（トンで表した量をいう。）に、当該溶剤の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

別表第八の三の項の中欄中「カーボンブラック」を「エチレン」に改め、同項の下欄中イからニまでを次のように改める。

イ　エチレン
ロ　酸化エチレン
ハ　カーボンブラック
ニ　スチレン

別表第八の三の項の下欄中ホ及びへを削り、同表の五の項の下欄の ロ 中「頭数」を「頭羽数」に改め、「一頭」の下に「又は一羽」を加え、同欄の ハ 中「算定排出量算定期間」を「環境省令・経済産業省令で定める家畜（放牧されたものに限る。）ごとに、算定排出量算定期間」に、「牛の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭又は一羽」を「当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭又は一羽」に改め、「得られる量」の下に「を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量」を加え、同表中一〇の項を削り、九の項を一一の項とし、八の項の次に次のように加える。

九	堆肥の生産
	環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、算定排出量算定期間において堆肥の生産に使用された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

一〇	廃棄物の焼却
	次に掲げる量を合算して得られる量 イ　一般廃棄物の焼却施設で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間における当該焼却施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該焼却施設の区分に応じ当該焼却施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該焼却施設ごとに算定した量を合算して得られる量 ロ　環境省令・経済産業省令で定める産業廃棄物ごとに、算定排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

別表第九の一の項の中欄中「（廃棄物燃料を除く。）」を削り、同項の下欄中「廃棄物燃料以外の燃料で」を削り、「ものごとに、」を「燃料ごとに、」に改め、同表の二の項の中欄中「原油又は」を「木炭の製造又は原油若しくは」に、「又は生産」を「若しくは生産」に改め、同項の下欄のロの(2)中「標準状態」を「標準環境状態」に改め、同欄中ロをハとし、イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ　算定排出量算定期間において製造された木炭の量（トンで表した量をいう。）に、当該木炭の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

別表第九の三の項の中欄中「又は硝酸」を「、硝酸又はカプロラクタム」に改め、同項の下欄に次のように加える。

ハ　カプロラクタム

別表第九中九の項を削り、八の項を八の項とし、同項の次に次のように加える。

九	堆肥の生産
	環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、算定排出量算定期間において堆肥の生産に使用された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量